

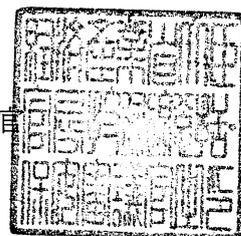
経済産業省

20210203保局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、次のように定める。

令和3年2月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、令和3年2月25日から施行する。
2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成29年3月31日付け 20170316商局第9号）は、廃止する。

(別紙)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号

1. 総則

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第1.2条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第1.4条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第1.6条に規定する販売の方法の基準、規則第1.8条、第1.9条、第5.3条及び第5.4条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第4.4条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。

2. 設置許可及び完成検査の申請

(1) 貯蔵施設及び特定供給設備の詳細基準が例示基準に基づくときの設置許可及び完成検査の申請は、規則で定めるところによる。

(2) 上記(1)以外の申請は、規則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

ただし、3.(4)の事前評価書を添付する場合にあつては、ロの資料を添付することを省略することができる。

イ 設置許可又は完成検査において適用すべき詳細基準

ロ 当該詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

3. 協会による事前評価

(1) 設置許可、完成検査等（以下「完成検査等」という。）について、協会による事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める詳細基準事前評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき、完成検査等事前評価申請書を協会に提出するものとする。

(2) 完成検査等事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を添付するものとする。

① 完成検査等において適用すべき詳細基準の案

② ①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

(3) 完成検査等に係る協会の事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる液石法関係詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）

を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準事前評価委員会規程」（以下「事前評価委員会規程」という。）に基づき事前評価を行う。

- (4) 協会は、事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を事前評価書により通知するものとする。

4. 例示基準の改正及び追加等

- (1) 例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる液石法関係基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係基準検討委員会要領」に基づき運営する。
- (3) 基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準審査規程」に基づき、詳細基準作成者から申請のあった詳細基準が機能基準を満たすかどうかについて審査する。
- (4) 例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。